

指定自動車整備事業者が実施する封印取付け作業に係る遵守事項

平成 7年 7月1日
平成18年11月1日
改正 平成29年 4月1日

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

1. 封印取付け作業を行うものは振興会を経由して一般社団法人愛知県自動車会議所（以下、「会議所」という。）に提出した「確約書」の各項目を熟知し、厳守すること。
2. 当該封印取付け作業を行う指定自動車整備事業者（以下「事業者」という。）の代表者は、封印取付け責任者（以下「封印責任者」という。）を選定し、その業務に対する確かな指導を行うとともに、封印取扱いの意義等の認識について周知徹底を図ること。
3. 封印責任者は、封印に関する法令及び通達等に精通し、違反のないよう業務を遂行すること。
4. 封印受領書は、会議所と振興会とが定めたものを使用すること。
5. 封印、自動車登録番号標及び封印取付け台帳の保管に当たって代表者及び封印責任者は、紛失、盗難及び損傷等の恐れが生じないように施錠できる場所に保管管理すること。
6. 封印取付け作業の実施に当たって代表者又は封印責任者は、自動車検査証に記載された車台番号及び登録番号が、現車の車台番号及び登録番号と同一であることを確認した後でなければ、施封の指示をしないこと。
7. 封印責任者は、施封後速やかに封印取付け台帳へ記載すること。また、代表者は、その実態を把握すること。
なお、台帳の記載に当たっては、「封印取付け者氏名」欄に、封印責任者又は実施者名（フルネーム）を記入すること。
8. 取り外した封印については、確実に回収し廃棄するとともに、封印に打損等が発生した場合、代表者は速やかにその旨を会議所に報告し、指示を受けること。
9. 封印受領書（控）及び封印取付け台帳は、2年6カ月間保存すること。
10. 事業者は、届け出た氏名又は名称、指定番号、所在地及び電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに振興会に届け出ること。
11. 乙種受託者又は、丙種受託者に係る封印取付け作業も併せて実施している事業者では、これらに係る封印と絶対に混用又は流用しないこと。
12. 取り外した自動車登録番号標等の返納等を会議所に後日（15日以内）返納する場合は、出張封印確認書・軽自動車用車両番号標後返納確認書に必要事項を記入し、愛知運輸支局または、軽自動車検査協会に2部提出し確認印を受けたのち封印を受け取ること。

以上